

## 佐川町障害者活躍推進計画

機関名	佐川町（町長部局）
任命権者	佐川町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
佐川町における障害者雇用に関する課題	<p>佐川町においては、町立高北国民健康保険病院との特例認定により、両機関を合わせて、障害者任免情報通報を行っている。</p> <p>令和元年6月1日現在では、法定雇用率2.5%を満たしている。</p> <p>しかしながら、令和3年4月には、地方自治体の法定雇用率は2.6%に引き上げられる予定であり、計画期間内に障害者手帳を保持している職員が退職することが想定されていることから、令和3年度以降、当町においては、障害者の積極的な採用を実施する必要がある。</p> <p>本計画に基づき、障害のある職員への合理的配慮を行うとともに、全ての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが重要である。</p>
<b>1. 目標</b>	
① 採用に関する目標	<p>障害者である職員の実雇用率について、各年度において、当該6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。</p> <p>【実雇用率】 4.05%（令和元年6月1日現在） 特例認定により、高北国保病院と合わせて 2.8%</p> <p>【法定雇用率】 2.5%</p> <p>【評価方法】 毎年の任免状況通報により把握及び進捗管理を実施し、必要に応じて計画の見直しを行う。 計画を変更した場合は1ヶ月以内に公表することとし、実施状況の公表は8～9月に行う。</p>
② 定着に関する目標	<p>定着を促進し、不本意な離職者を極力生じさせないことを目標にする。</p> <p>【評価方法】 毎年の任免状況通報時、人事評価等を元に、特に前年度採用者の定着状況を把握し、進捗管理を行うものとする。</p>
<b>2. 取組内容</b>	
① 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</li> <li>・ 組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、総務課総務係、健康福祉課障害支援係）を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行う。</li> <li>・ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、適任者を選任するとともに、選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させることとする。</li> </ul>

	ととする。
② 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</li> <li>・ 所属長との人事評価面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</li> </ul>
③ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所属長による人事評価面談等を通じて、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとしその結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</li> <li>・ 措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。</li> <li>・ 募集・採用に当たっては、以下の取り扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・ 自力で通勤できること、介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・ 特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。</li> </ul> </li> </ul>
④ その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。